



浸出試験の基準改正案への意見募集

厚生労働省では、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正を予定し、その改正案に関する意見募集を平成21年11月16日まで行っています。

今回、「水質基準に関する省令」の一部改正と、水質管理目標設定項目の見直しに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」も一部改正が予定されています。改正案の主な内容は下記の通りで、平成22年4月1日施行を予定しています。

① 水道施設の技術的基準を定める省令

- ・ 薬品基準の「カドミウム及びその化合物」の基準値について、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
- ・ 薬品基準の「1,1,2-トリクロロエタン」を削除する。
- ・ 資機材材質基準の「カドミウム及びその化合物」の基準値について、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
- ・ 資機材材質基準の「1,1,2-トリクロロエタン」を削除する。

② 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

- ・ 給水装置浸出性能基準の「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、「カドミウム及びその化合物」の基準値を現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
- ・ 給水装置浸出性能基準の「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、「カドミウム及びその化合物」の基準値を現行の0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に変更する。

資料 2009年10月17日付 厚生労働省ホームページ
証明書発行箇所 小林正幸

水道水質基準の改正案への意見募集

厚生労働省では、水質基準に関する省令の一部改正を予定し、その改正案に関する意見募集を平成21年11月16日まで行っています。水質基準に関する省令は、その時々科学的知見の集積に基づき、これまでも逐次改正を行ってきました。

今回の改正案の主な内容は下記の通りで、平成22年4月1日施行を予定しています。

- ・ 「カドミウム及びその化合物」の基準値について、現行の0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に変更する。

当社は厚生労働省の登録検査機関として、水道法に基づく水質基準項目などの分析・測定に数多くの受注実績があり、法改正時には速やかに対応できる態勢を整えています。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2009年10月17日付 厚生労働省ホームページ
証明書発行箇所 小林正幸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 来年度から底層DOの環境基準化へ 環境省
2. 湖沼法見直しへ新事業 環境省
3. 乳等省令と厚生省告示第370号の改正案について
4. 新地下水基準 遅くとも年内告示へ 環境省
5. 「食品、添加物等の規格基準」の一部改正に係る意見募集について
6. 改正土壌汚染対策法の施行期日について
7. 水質浄化の実験場所を無償提供 埼玉県
8. REACHに関する追加予備登録を2009年11月に一部終了
9. 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について
10. 水質基準等の検査方法一部改正に関する意見募集について 厚生労働省



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。